

ミャンマーにおける証券口座開設の実務

2022年2月

One Asia Lawyers ミャンマー事務所

代表弁護士（日本法）：佐野 和樹



1 はじめに

2020年3月6日にミャンマー証券取引委員会（Securities and Exchange Commission of Myanmar, “SECM”）が通知にて、ヤンゴン証券取引所（Yangon Stock Exchange, “YSX”）での外国人投資家の取引を同月20日から解禁すると発表しました。2020年3月以降、外国人であってもミャンマーの株式を購入することが可能となっており、現在でも一定程度の取引が日々行われています。

その後、新型コロナウイルスおよび緊急事態宣言により、状況が変化しておりますが、引き続き、証券口座開設および株式の取引が行われています。なお、ミャンマーの株式を売買するためにはミャンマーの証券取引口座を開設することが前提となっており、口座開設手続きのためには非居住者であっても一度はミャンマーを訪れる必要があります。

本レターでは、2021年に当職が実際に体験したミャンマーの証券会社の一つである MSEC (Myanmar Securities Exchange Centre) におけるヤンゴンでの証券口座開設において必要な書類・情報を含む手続き及び実際の売買を一例として紹介させていただきます。個別のケースに応じて必要な書類・情報が異なる可能性があることをご了承いただいた上でご参考にしていただければ幸いです。

2 証券口座開設及び売買について

(1) 日本人（ミャンマー居住者）の場合

- ① MSEC：パスポートの原本・本国で発行された顔写真付き本人確認書類・居住要件を確認する書類（Stay Permit, 賃貸契約書等）、ミャンマー銀行口座の情報をMSECへ提出し、口座開設申込み
- ② メール：申請の次の日に銀行で証券口座を開設することができる旨の「Recommendation Letter」が発行できた旨のMSECからの連絡
- ③ 現地銀行：MSECで受領した Recommendation Letter を持参し、現地銀行にて証券取引専用口座を開設
- ④ MSEC：証券取引専用口座開設と同日にMSECにて証券口座開設。その際に証券取引のためのMSECアプリのダウンロード・設定
※③の現地銀行と④のMSECの場所が近くにあるため同日の手続き完了可能
- ⑤ ウェブ：証券口座にミャンマーチャットを振り込み（インターネットバンキングやKpayなどウェブマネーで支払い可能）、MSECアプリまたはウェブサイトによる株式購入

(2) ミャンマー法人（ミャンマー資本100%）

- ① MSEC：会社設立証明書（Certificate of Incorporation）、取締役会議事録（証券口座開設および受任者を記載）、取締役リスト、取締役のパスポートまたはID、主要株主リスト



ト、全株式の 10%以上を保有する株主のパスポートまたは I D・受任者のパスポートまたは I D、ミャンマー銀行口座の情報を MSEC へ提出し、口座開設申込み

- ② MSEC：同日に MSEC にて証券口座開設。その際に証券取引のための MSEC アプリのダウンロード・設定
- ③ ウェブ：証券口座にミャンマーチャットを振り込み（インターネットバンキング・Kpay などで支払い可能）、MSEC アプリまたはウェブサイトによる株式購入

3まとめ

2022 年 2 月時点においてもミャンマー居住者、ミャンマー現地法人の証券口座の開設および株式の取引は原則として問題なく運用されています。ただし、日本に居住するようなミャンマー非居住者であっても証券会社へ一度は出頭しなければなりません。そのため、新型コロナ流行による入国制限がある状況では非居住者の証券口座開設は気軽にできないように思います。

以上

〈注記〉本資料に関し、以下の点ご了承ください。

- ・本資料は 2022 年 2 月 7 日時点の情報に基づき作成しています。
- ・今後の政府発表や解釈の明確化、実務上の運用の変更に伴い、本資料は変更となる可能性がございます。
- ・本資料の使用によって生じたいかなる損害についても弊所は責任を負いません。

◆ One Asia Lawyers ◆

「One Asia Lawyers」は、日本および ASEAN 各国の法律に関するアドバイスを、シームレスに、一つのワン・ファームとして、ワン・ストップで提供するために設立された日本で最初の ASEAN 法務特化型の法律事務所です。当事務所メンバーは、日本および ASEAN 各国の法律実務に精通した専門家で構成されています。日本および ASEAN 各国にオフィス・メンバー ファームを構えることにより、日本を含めた各オフィスから ASEAN 各国の法律を一括して提供できる体制を整えることに注力しております。

本記事に関するご照会は以下までお願い致します。

info@oneasia.legal

＜著者＞



佐野 和樹

One Asia Lawyers パートナー弁護士（日本法）
ミャンマー・マレーシア統括

2013 年よりタイで、主に進出支援・登記申請代行・リーガルサポート等を行う M&A Advisory Co., Ltd. で 3 年間勤務。2016 年より One Asia Lawyers 設立時に参画し、ミャンマー事務所・マレーシア事務所にて執務を行う。2019 年にミャンマ一人と結婚。現在はミャンマーに居住し、ミャンマー・マレーシア統括責任者として、アジア法務全般のアドバイスを提供している。

kazuki.sano@oneasia.legal